

(別紙)

容器包装リサイクル法の見直しを求める意見書

ごみ問題は、どこの自治体でも悩みを抱えており、その解決に向けてさまざまな取り組みを進めています。平成9年4月、政府はごみの減量を目指して、一般廃棄物の約6割を占める容器包装のリサイクルを行うために容器包装リサイクル法を施行しました。

ところが、リサイクルされることが免罪符となり、ワンウエー容器の大量生産・大量使用の構造は見直されず、排出抑制に結びついていないのが現状です。例えばペットボトルは、この5年間でリサイクル率が1割台から5割近くになったものの、総量はふえ続ける一方です。また、環境負荷の少ないリターナブル瓶はワンウエー容器に取ってかわられ、今や瀕死の状態です。その一方で、地方自治体は、リサイクルコストの約7割を占める収集・分別・保管を義務づけられ、分別収集に積極的に取り組む地方自治体の財政を圧迫しています。これらに要する費用をすべて税金で負担するという構造では、生産者も消費者もごみ減量に積極的に取り組もうという意識、意欲を持つことはできません。製造・販売業者の責任を明確にし、消費者がリサイクル費用を目に見える形で負担する方向へ転換しない限り、大量廃棄にかわる大量リサイクルに、際限なく税金を使い続けることとなります。

こうした現状は、リデュース、リユース、リサイクルという3Rの優先順位を明確にしたとされる循環型社会形成推進基本法の趣旨とも矛盾しています。趣旨に沿って、さまざまな経済的手法や規制的手法、例えば、容器課徴金、デポジット制度、自動販売機規制などを盛り込む視点も不可欠です。

よって小平市議会は、政府に対して、容器包装リサイクル法を改正し、収集・分別・保管の費用を製品の価格に含め、またリデュース、リユース、リサイクルの優先順位で推進するためのさまざまな手法を盛り込むことを要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

内閣総理大臣

財 務 大 臣

厚生労働大臣

農林水産大臣

経済産業大臣

環 境 大 臣

あて

(別紙)

心身障害者（児）通所訓練等事業等の補助率見直し案
に関する意見書



東京都は10月に第二次財政再建推進プランにおいて、各種補助金負担率の高率なものを挙げ、それらの見直しを示しました。

それらの中には、地域で働き生活する障害がある人たちの暮らしを直撃する内容も盛り込まれています。とりわけ標記の、心身障害者（児）通所訓練等事業などいわゆる障害者無認可共同作業所の補助事業については、本市でも複数の事業所が該当することになります。また精神障害者共同作業所通所訓練事業についても、このたびは該当とされませんでした。平成17年度以降該当することが心配されます。

今後養護学校卒業生が増加する一方で、受け皿となる地域の通所施設はまだ不足しています。法内施設の建設がままならない状況であり、どうしても無認可共同作業所、小規模通所授産施設など小規模な施設に頼らざるを得ないことは明白です。その問題の克服もさることながら、現段階での補助率見直しは、本市の財政をさらに圧迫するだけでなく、当該施設の運営を圧迫し、心身障害者（児）への支援の水準を保てなくなります。

よって小平市議会は、市の障害者福祉の水準を保ち、だれもが住みよい町にしていくために、心身障害者（児）通所訓練等事業など都補助事業について、市民の声、補助対象事業の実態、取り巻く環境を十分踏まえ、補助率見直しを行わないことを求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

東京都知事 あて